

国家質検総局の内部機構、主要職責と人員 編成規定

2008年8月20日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国務院は国家質検総局の主要職責、内部機構設置及び人員編成の十三項目の主要職責と 18 の内部機構を批准

国務院弁公庁はこのほど、国務院が認可した「国家質量監督検験検疫総局主要職責、内部機構設置及び人員編成の規定」（以下、「三定」という。）の通知を公表、配布した。

「三定」規定は、「国務院機関設置に関する通知」（国発〔2008〕11号）に基づき、国家質量監督検験検疫総局（正部級）を設立し、国務院の直属機関とすることを示した。

「三定」規定に従い、国家質量監督検験検疫総局が職責により調整する主な内容は、以下の通りである。

（一）国務院が既に取消を公表した行政審査・認可事項を取消す。

（二）今後、企業と製品に関する有名ブランド評価・選定活動を直接行わない。

（三）直接審査・認可を行う事項を更に削減し、審査・認可の権限を下部の組織に与える。工業製品生産許可と輸出入製品の法定検査範囲を調整し、技術性審査および事務的作業を法律の定める条件に一致する関連事業機関に担当させる。

（四）製品の品質安全監督・管理システムを健全化し、国民の生命と財産、安全に関わる製品の品質監督管理を強化して製品の品質完全責任制度を実行する。技術性貿易の措置に対応する作業を強化し、輸出入検査検疫を厳しく実施する。サービス方式を改善し、法律執行行為を規範化して法律執行の効率を向上させる。

「三定」規定に基づく国家質量監督検験検疫総局の主な職責は以下の通りである。

（一）品質の監督、検査検疫を行い、国の品質水準を向上させる発展戦略および関連政策を立案、実施する。品質の監督、検査検疫に関連する法律法規の草案および部門規則の制定を行い、品質の監督、検査検疫に関する技術規範化の作業を担う。

（二）製品の品質信頼システムの構築に責任を担い、品質の総体的管理を行う。国の品質振興概要を計画、実施してブランドの発展戦略を推進する。関係部門と共同で重大事業設備の品質管理制度を実施する。製品品質に関する重大事故の調査を行い、欠陥製品と安全でない食品のリコール制度を実施して製品の偽造防止活動を監督管理する。

（三）製品の品質安全監督を行い、製品の品質安全強制検査、リスクの監督・制御、国の監督抜き取り調査、国の検査免除作業を管理する。工業製品の生産許可証管理と繊維の品質監督検査作業を行い、製品の品質安全の仲裁検査、鑑定を監督管理し、製品の品質安全の特別取締り活動を組織、展開する。法律に基づき製品の品質違法行為を取締り・処分し、分担してニセモノ、粗悪品の違法活動を撲滅する。国務院の授権に従い全国のニセモノ撲滅に関する活動を協力する。

(四) 計量作業の統一管理を担い、法定計量単位と国の計量制度を普及させる。法律に基づき計量器具および数値伝達と対比作業を管理し、製品の容量と市場での計量行為を規範、監督する。

(五) 出入国検査検疫製品の目録を制定し、出入国検査検疫業務を管理する。法律に基づき原産地証明・査証の管理を行う。

(六) 出入国衛生検疫、輸出入動植物およびその製品の検査検疫の責任を担い、国外の疫病情報を収集分析する。貿易港で突発的に発生した公衆衛生などの緊急事件に関係する作業を担う。

(七) 輸出入製品の法定検査および監督管理を行い、輸出入製品の鑑定と国が許可制度を実施する輸出入製品の検証作業を監督管理する。輸出入検査検疫の表示管理、輸入安全品質許可、輸出品質許可作業を行う。

(八) 国内の食品、食品に関連する製品の生産加工過程の品質安全の監督管理責任を担う。輸出入食品の安全、衛生、品質の監督検査と監督管理を行い、法律に基づき輸出入食品の生産、加工業者の衛生登録登記および輸出企業の対外推薦を行う。

(九) 特殊設備の安全観察、監督作業に対して総合的管理を行う責任を担い、高エネルギー消費の特殊設備に対する省エネルギー基準の実施状況を監督、検査する。

(十) 品質監督と検査、検疫の国際協力と交流を展開し、国を代表して関連する国際組織に参加して国際協力協定、協議および議定書に署名して執行する。規定に基づき「技術性貿易障壁協定」と「衛生・植物衛生措置実施の協定」の実施、国への報告、情報提供および国内の調和作業を行う。

(十一) 品質監督の監督、検査検疫の科学技術の発展と技術機関の設立計画を制定、実施して、重大な科学研究と技術導入活動を行う。

(十二) 輸出入検査検疫機関に対して直接管理を行い、全国の品質技術監督作業を指導する。

(十三) 国務院が要求するその他の事項を処理する。

(内部の設置機構については以下参照)

国家質量監督検査検疫総局に内部設置する 18 の機構（正司局級）

(一) 弁公庁

電子文書、会議、機密事項、文書保存など当局の日常業務を取り行う。政策研究、情報、機密保持、報道発表、行政事務の公開、安全維持などを担う。

(二) 法規司

関連する法律・法規の草案と規則を起草する。品質監督、検査検疫の国際協力協定と協議、議定書の草案、および当局に関連する規範性文書の合法性に関する審査を行う。品質監督、検査検疫に関する技術規範の管理、行政復議（再議）と行政訴訟の応訴を行う。

（三）質量管理司

国の品質振興の政策・措置と国の品質奨励制度を実施する。全国の製品品質信頼制度を確立する。重大な製品品質事故の調査を行い整理・改革の意見を提出する。製品の偽物防止の監督管理を行う。

（四）計量司

国の計量基準、標準および基準物質を管理する。国の計量検定システム表、検定規程と技術規範を制定する。計量器具の管理を行い、数値伝達と対比作業を行う。製品の容量、市場での計量行為と計量仲裁検定機関、社会公正計量機関および計量検定人員の資質資格を監督管理する。

（五）通関業務司

出入国検査検疫製品の目録を立案、調整する。出入国検査検疫作業に対して総合的に協力し、貿易港および特殊管理監督区域の出入国検査検疫業務を管理し、関連する対外協議に参加する。出入国検査検疫のマーク・表示、証明書および原産地証明・査証の管理を行う。出入国検査検疫の統計と業務情報化の作業を行う。検査検疫の通関業務に携わる関連の社会サービス機関の資質資格を監督管理する。

（六）衛生検疫監督管理司

出入国衛生検疫の監督管理の業務制度及び貿易港で突発的に発生した公衆衛生事件の処置に対する事前対策を立案する。出入国衛生検疫、伝染病の監視観測、衛生監督、衛生処理および貿易港で突発的に発生した公衆衛生事件の対応を行う。貿易港でのテロ防止に関連する作業を行う。

（七）動植物検疫監督管理司

出入国動植物およびその製品の検査検疫の業務制度を立案する。出入国動植物およびその製品の検査検疫、登録登記、監督管理を行い、作業分担してリスク分析と緊急時の予防措置を実施する。出入国遺伝子組み換え生物およびその製品、生物種資源の検査検疫作業を行う。出入国動植物に対する検疫審査・認可を行う。

（八）検査監督管理司

輸出入製品の検査と監督管理の業務制度を立案、実施する。輸出入製品の品質安全リスクに対して分析評価を行う。国が実施する許可制度の輸出入製品の検証作業を行う。輸出入コンテナの検査検疫作業に協力する。法律で定められた検査製品の数量、重量鑑定を監督管理する。輸出入製品の鑑定業務に携わる検査機関の資質資格を監督管理する。

（九）輸出入食品安全局

輸出入食品と化粧品の安全、品質監督および検査検疫の業務制度を立案する。輸出入食品、化粧品の検査検疫、監督管理およびリスク分析と緊急予防措置を行う。規定する権限に基づき輸出入食品、化粧品の重大な品質安全事故の処置を行う。

(十) 特殊設備安全監察局

ボイラー、圧力容器、圧力パイプ、エレベーター、クレーン機械、旅客用ロープウェイ、大型娯楽施設、場内（工場内）専用車両などの特殊設備の安全監察、監督を管理する。特殊設備の設計、製造、設置、改造、修理、使用、検査測定および輸出入の監督、検査を行う。規定する権限に基づき、特殊設備の事故に対して調査、処理を行い統計分析を行う。特殊設備の検査測定機関と検査測定人員、作業人員の資質資格を監督管理する。高エネルギー消費の特殊設備の省エネルギー基準の実施状況を監督、調査する。

(十一) 製品質量監督司

製品の品質安全を監督する業務制度を立案する。製品品質に対する国の監督抜き取り検査を行う。国が重点的に監督する国内製品目録を立案、実施する。工業製品の生産許可証の管理、国の検査免除、製品の品質安全強制検査とリスクの監督・制御を行う。製品品質について業界、地方および専門的な監督に対して指導を行い、協力する。自動車の安全技術検査機関の資格を管理する。製品の品質検査機関および仲裁検査、鑑定を監督管理する。

(十二) 食品生産監督管理司

国内の食品および食品に関連する製品の生産加工過程の品質安全に対する監督管理の業務制度を立案する。生産加工過程の食品および食品に関連する製品の品質安全に対する監督、リスク監視測定および市場参入許可を行う。

(十三) 執法監督調査司（国家質量総局ニセモノ撲滅弁公室）

標準化、計量、品質、特殊設備などの法律法規に違反する行為を取締り・処分する。当局組織を立ち上げ、根本的な偽物、粗悪品の違法活動の撲滅を展開する。全国の特別偽物撲滅活動に関連した、および省、自治区、直轄市を跨ぐ案件の取締り・処分と、重大・重要案件の監督を行う。

(十四) 国際提携司（香港、マカオ、台湾弁公室）

品質の監督と検査、検疫方面の国際協力を展開し、香港、マカオ、台湾との交流と事務協力を行う。関連する対外協力文書の締結と実施に協力する。規定に基づき「技術性貿易障壁協定」と「衛生・植物衛生措置実施の協定」の実施、国に対する報告、情報提供および国内での調和作業を行う。関連する対外事務を行う。

(十五) 科学技術司

関連する科学技術の発展計画を立案、実施する。関連する科学研究、技術導入などの作業を展開する。当局組織の技術機関および実験室の設立計画を提出する。

(十六) 人事司

当局と直属部門および直属組織の人事管理、組織編制、グループ設置、教育研修および職業資格などの作業を行う。幹部の管理権限に基づき、出入国検査検疫機関の指導グループと指導幹部の管理を行う。省、自治区、直轄市の品質技術監督機関の指導グループに対する協力を行う。

(十七) 財務計画司

当局機関および直属組織の計画、財務およびインフラ整備の管理制度を立案、実施する。予算決算を編成・報告し、予算を下達する。各種資金、専用基金と国有資産、インフラ整備、政府調達および制服作製の作業を管理する。

(十八) 監察内部審査司

直属組織の法律執行活動に対する内部監督制度を立案、実施する。直属組織と直属単位の指導幹部の任期、経済責任監査などの制度を立案、実施する。直属組織と直属部門の内部審査を行う。

当局の党委員会（思想政事活動弁公室）は当局と在北京の直属部門の党群業務を行い、直属組織の思想政事活動と精神文明の確立を指導する。

離・退職幹部の局は職・退職幹部に関する業務を行い、直属単位と直属組織の離・退職幹部の指導を行う。

「三定」規定に基づくその他の職責は以下を含む。

(一) 国家認証認可監督管理委員会（中華人民共和国国家認証認可監督管理局）と国家標準化管理委員会（中華人民共和国国家標準管理局）を管理する。国家認証認可監督管理委員会は国務院の授権する行政管理機能に基づき、全国の認証・認可作業を統一管理、監督および総合的協力を行う。国家標準化管理委員会は国務院が授権する行政管理機能に基づき、全国の標準化作業を統一管理する。

(二) 国家質量監督検閲検疫総局と農業部は出入国動植物の検疫について職責を分担する。農業部は国家質量監督検閲検疫総局と共同で出入国動物に関する法律法規の草案を起草する。農業部と国家質量監督検閲検疫総局は出入国禁止動植物リストの決定と調整を行い、合同で発表する。国家質量監督検閲検疫総局は農業部と共同で動植物およびその製品の出入国禁止令、解禁令を制定、発表する。国際協力の面において、農業部は動植物検疫の政府間協議、協定の署名を行う。国家質量監督検閲検疫総局は政府間の動植物検疫協議、協定および動植物検疫部門間の協議などに署名、実施する。両部門は互いに連携して密接に協力し合い、共同で出入国動植物の検疫作業を行う。

(三) 国家質量監督検閲検疫総局は、食品の生産過程における許可の監督管理を行う。衛生部は食品の生産過程の衛生規範と条件を提起し、食品生産許可の条件に取り入れる。今後、食品生産過程の衛生許可証は発行しない。

(四) 国家標準は、国家質量監督検閲検疫総局が管理する国家標準化管理委員会により統一して立案、審査、番号付け、公布を行う。うち事業建設、食品安全、獣類用薬品、環境保護、農業遺伝子生物の安全評価の国家基準についてはそれぞれ国務院の関係行政主管部門が計画立案して制定する。国家標準化管理委員会は関連する国家標準間、国家標準と国際基準、業界基準、地方基準間の関連審査、番号の統一を行い、合同で公表する（法律に別途規定がある場合はその規定に従う）。